

会 議 録

内容承認	公開・非	<開催日>平成 26 年 1 月 20 日(月) <時 間>13:30~15:30 <場 所>新館 4 階 第 1 委員会室	<傍聴人数>0 名 <傍聴室>新館 4 階 議会会議室
阿部委員長	公開の別		
承認	公開		

<名称> 平成 25 年度第 5 回岸和田市自治基本条例推進委員会（第 3 期）

<出席者>

（自治基本条例推進委員会委員出欠状況）○は出席、■は欠席

阿 部	的 場	岸 田	黒 石	馬 場	小 南	山 中	沖 藤	櫻 井	松 本	次 井	中 村	稲 富	野 路
○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	○	○	○	○

事務局）西川企画調整部長、政策企画課：藤浪課長、菅本担当長、仲村主査、柿花担当員

<議題>

- ・ 建議書の内容検討

<概要>

1. 建議書の内容検討

事務局から別添建議書（案）（以降「(案)」という。）に基づき説明

● 主な質疑や意見

第 1 岸和田市自治基本条例及び同条例に基づく制度等の見直しについて

条例追加項目の検討（危機管理分野）

（委員）

今期委員会の結論はこれで良いが、書き方を検討してもらいたい所がある。1 つは最終的に危機管理の規定を置く必要はないと判断した理由として、条例前文に危機管理の重要性が含意されているという構成だが、前文の引用をする部分が「安心」の部分だけでは言葉が足りない、もう少し前段部分を引用すべきである。また、今後、必要があれば危機管理の規定も置くことを想定するというように、含みを持たせた表現の方が良い。

（委員長）

個別の政策について、どこまで自治基本条例に盛り込むのかという議論があった。確かに危機管理は重要な課題ではあるが、1 つの政策であり、他の環境保全や少子高齢化対策なども重要な課題である。そうしたなか、危機管理だけ規定を置くのはどうなのか、またそうなれば書きぶりが難しいのではないかという議論があり、その辺りを強調したほうが良いかもしれない。岸和田の自治基本条例はシンプルな構成になっており、個別分野は個別条例に委

ねているということも、触れるべきと考える。

(委員)

下から4行目「目下のところ自治基本条例に危機管理に関する規定を置く必要はない」の「目下のところ」を削除したほうが良い。自治基本条例は理念条例であり、個別分野のことは規定しないことを明白にしたほうが良い。危機管理は重要であるが、別途、個別条例を定めるべきという含みを持たせた記載をしても良い。

(副委員長)

前文の引用については、自治基本条例の趣旨からすれば、前文の前段部分の「自らの地域は自らの手で…」を引用するほうが良い。

(委員長)

前文を前段部分から引用するのであれば、危機管理については市任せにしないで、地域レベルでの自主防災訓練などの普段からの備えが大切であるというように触れられれば良い。

(事務局)

前文の引用を「自らの地域は…」の部分からに変更する点、危機管理を自治基本条例に規定することは、他の個別分野の取扱いとの関係や、書き込み方から難しいという点、をそれぞれ修正していく。

(委員)

11 行目「それらの中には本来国や府が責任を負うべきものも多いことから、」を削除してもらいたい。自分たちの身は自分で守るつもりであるが、国や府の責任と割り切られると、市民はどうして良いのか分からない。市と市民が協力して頑張っていこうということで良い。

(委員)

国や府に責任があるものについては、市は何もしなくてもよいのかと、市民に誤解を招いてもいけない。

(委員)

「ミサイル攻撃」等は、市も直接的対応ができないと思われ、「国や府」のくだりを残しておくことは必要と考える。実際に事が起こった時に、市が主体的に動けないとしても、市民の代表として国や府と折衝にあたっていく、というように表現を変えるといいのではないか。

(委員長)

そもそも全体の構成について、市民の方に広く読んでもらうために、先に結論を書き、続いて経過や理由を書くほうが分かりやすい。構成については、再検討されたい。

自治基本条例第30条や第31条には、国及び府など関係機関との関係について規定がある。国や府の権限であっても、連携し協力し合いながら課題を解決していくことは市の役割であり、国や府に対し言うべきことは言っていく、ということは条例上も求められる。

危機管理が重要であることから、第1ではこの程度の表現にとどめ、第2で前文の項目を起こして書いても良い。第3期推進委員会は、東日本大震災後に設置された委員会であるため、危機管理の重要性や、施策の充実・体系化、市民への周知徹底、国や府との連携に努めるといったことを建議に書き込んでも良い。

(事務局)

第1については、第2とも形式を合わせ、先に結論から始め、続いて経過や理由を書くように修正する。危機管理については、第2で新たに前文についての建議を書くようにする。

住民投票条例における市外入院者の取扱い（第 20 条）

（委員）

後半の記載は、手続に関する内容であり、もう少し簡潔な表現で良い。

第2 岸和田市自治基本条例の各条項について

第 14 条（コミュニティ活動）、第 15 条（地区市民協議会）、第 16 条（協働）

（委員）

第 1 期建議後の取組状況として、「市民活動サポートセンターの設置等、実情に合ったシステムの構築が不可欠であるが、現時点においてセンターを設立することは、財政上も施設運営上も困難な状況」とあった。しかし現在、福祉総合センターの建替えの議論が進んできており、その中で、市民活動サポートセンターが具体的にあがっているため、建議書に具体的に盛り込んでほしい。

（事務局）

福祉総合センターの建替えは、庁内で検討を進めることは決定している。しかし、具体的にどういう機能を持たせるべきかについては、議論の最中である。建議書に書くかどうかは、タイムスケジュールも含め、担当部局と調整させていただきたい。

（委員長）

福祉総合センターの建替えに合わせることで、財政的な課題を解決できるチャンスとなるのであれば、建議書にも積極的に書けば良いと考える。

（委員）

福祉総合センターの青写真が決まる前に言うべきでないか。

（委員）

場所を福祉総合センターに限定せずに、必要な機能としてセンター設置を訴えていくべきと考える。

（委員長）

第 1 期建議書では、「市民活動サポートセンター」という表現を用いている。今回（案）ではコーナーとあるが、文言をそろえたほうが一貫していて伝わりやすいと思われる。

（事務局）

第 1 期の建議内容を確認すると、市民活動サポートセンターを設置するということではなく、実情に合ったシステムを検討するという趣旨の記載をしている。

（委員）

市民活動サポートセンターについては、社協でも 10 年前から言い続けている。これまで、サポートセンターの機能の一端を担ってきた、ボランティアセンターの取組も、福祉分野から環境や国際交流の分野に広がってきている。NPO 法人も岸和田で 50 カ所に増えており、市民活動サポートセンターの必要性を感じている。福祉総合センターの建替えは、ボランティアセンターの位置付けも明確にするチャンスと考える。

（委員）

ボランティアセンターは防災という点でも市民、行政双方と関わりが深く、大事な役割を担っている。

(副委員長)

現在、様々な活動が地域で展開されている。サポートセンターには、市民側の活動を横につなぐ機能、その上にさらに自治体とつながる機能が求められていると思う。これまでの建議の流れ、今期の議論の流れも踏まえながら、その辺も建議書に含められればどうかと考える。

(委員)

公民館利用者にとっては、自主学習グループや家庭教育学級などの活動もコミュニティに入と考えている。福祉や防災だけでなく、すべての分野がサポートできるセンターであれば、その呼び名も相応しく、意味のある仕組みとなると思う。

(委員長)

各委員が求めている機能は、「集まる場」「情報のハブ」とのことであろう。(案)のコーナーという表現より、センターという表現の方が、求められる期待にふさわしいかもしれない。

(事務局)

機能を求めるとして表現した(案)であるが、委員の皆さんの思いも確認できたので、共有したイメージをよりわかりやすく表現して修正する。

(委員)

先程の危機管理は、この箇所に盛り込んでも良い。

(委員)

危機管理に関しては、地域ごとの活動に温度差がある。その差を解消する意味でもこの箇所に書いてもいい。

(委員)

危機管理に関する情報を入手したい、と考えている市民の声をよく聞く。

(委員長)

危機管理が市民にとって大事な問題であるということに、異論はない。協働という概念にももちろん関係があるが、第21条の情報の共有の箇所に入れてもいいかもしれない。

第21条(情報の共有)

(委員)

情報を的確に「把握」という表現が抜けていないか。文言を検討いただきたい。

(委員長)

有事の際など、行政が情報を入手できない可能性があることも考えれば、把握することとは確かに大切である。

(委員)

市と市民の情報共有も大事であるが、色々な会議に出ていると、市内部の情報共有ができていないと感じる。建議に入れるかどうかは別として、市の内部でも情報共有に努めて欲しい。

(副委員長)

自治基本条例ができて実現してきたことが分かるような資料で、市民に公開されているものはあるのか。

(事務局)

推進委員会の会議録をホームページで公開し、市民に周知している。

(副委員長)

進行管理のなかで改善されてきた成果について、もっと市民に公表した方がいい。自治基本条例の理念の浸透には、改善されたことを「知識として知ってもらおう」だけでなく、目指すまちになっていると「感じてもらう」ことも大切。両輪揃っての推進が望ましい。

(委員長)

建議書は、改善を求める点を提案するのが中心となるが、改善した点を市民に見せる工夫は必要である。市の対応や改善点をまとめたもの、例えば白書を作るなどして、市民に PR しても良い。そのことを建議しても良い。

(事務局)

建議書と並行して、市の改善点などの取組みをまとめていきたい。

第 19 条（審議会等の運営）

(委員)

推進委員会の会議録が現在公開されているが、配付資料も公開すれば良いのではないか。

(委員長)

他市町村では、審議会の資料を公開しているところは多い。会議開催後、速やかにホームページ上で資料を公開するべき、と建議にしても良い。

第 26 条（法務）

(委員)

第 1 期からほとんど同じ内容の建議をしているが、進展はないのか。

(委員長)

各部に法務担当職員を配置できないというのは、どういう理由なのか。

(事務局)

法務担当課の見解は、本市の組織規模であれば法務担当課に職員を集約したほうが効率的であるということ。そこに、今回は任期付職員の弁護士採用を盛り込んだところである。

(委員長)

(案)の書き方では、各部に担当者を置く分散型なのか、法務担当課に職員を集約する集中型なのかが分かりにくい。

(委員)

法務担当職員の配置は各課単位ではなく、例えば教育委員会に 1 人など、各部局単位を想定している。法務担当課が集約して行うのは基本であるが、法務担当課は現場の事情が分からない部分があるため、各部局への配置も必要であるとする。

(委員長)

第 26 条建議の表現をもう少し分かりやすく修正してもらいたい。

第 3 岸和田市自治基本条例の推進の方策について

第 4 岸和田市自治基本条例推進委員会のあり方について

(委員)

ある新聞に自治基本条例に批判的な記事が掲載されていた。第 3、第 4 では、自治基本条例の推進をしっかり行い、定期的な検証が必要であることを盛り込みたい。また、条例の成

果については、建議書に合わせて別途作成されたい。

（委員長）

本委員会では、記事に書かれているような、定住外国人の住民投票権のこと、市民の定義に事業者を含むといったことなど、現行制度のあり方を問う意見は出ず、問題点とはとらえていないことから、その部分での条例や制度の改正の必要はないとの認識をしておいていいと思う。

（副委員長）

第3の推進の方策の中で「条例の理念について各課から発信する」とあるが、内容を具体的に聞きたい。

（事務局）

各課に配置している自治基本条例推進員が、庁内研修で学んだ条例の理念等を、自課の他の職員に周知していくということである。

（副委員長）

市民向けの項目ばかりでなく、職員向けの項目が含まれているということであれば、それでよい。

（委員）

本推進委員会は、全国的にも先駆けた取組である。建議書の内容は是非とも実現されるように取り組んでもらいたい。

（委員長）

本日の議論の内容を加味し、事務局には（案）の修正をお願いしたい。

次回の日程は、平成26年5月19日（月）の午前10時からかどうか。

（全委員）

了承。

（委員長）

それでは、これで本日の委員会は終了する。

以上